

令和5年度石狩西部広域水道企業団水道 用水供給事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	—	20.00

(注) 資金不足額がないため、「—」で表示しています。

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模（営業収益の額－受託工事収益の額）に対する比率です。